

仙台市立館中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（文部科学省）

いじめ防止対策推進法第2条第1項

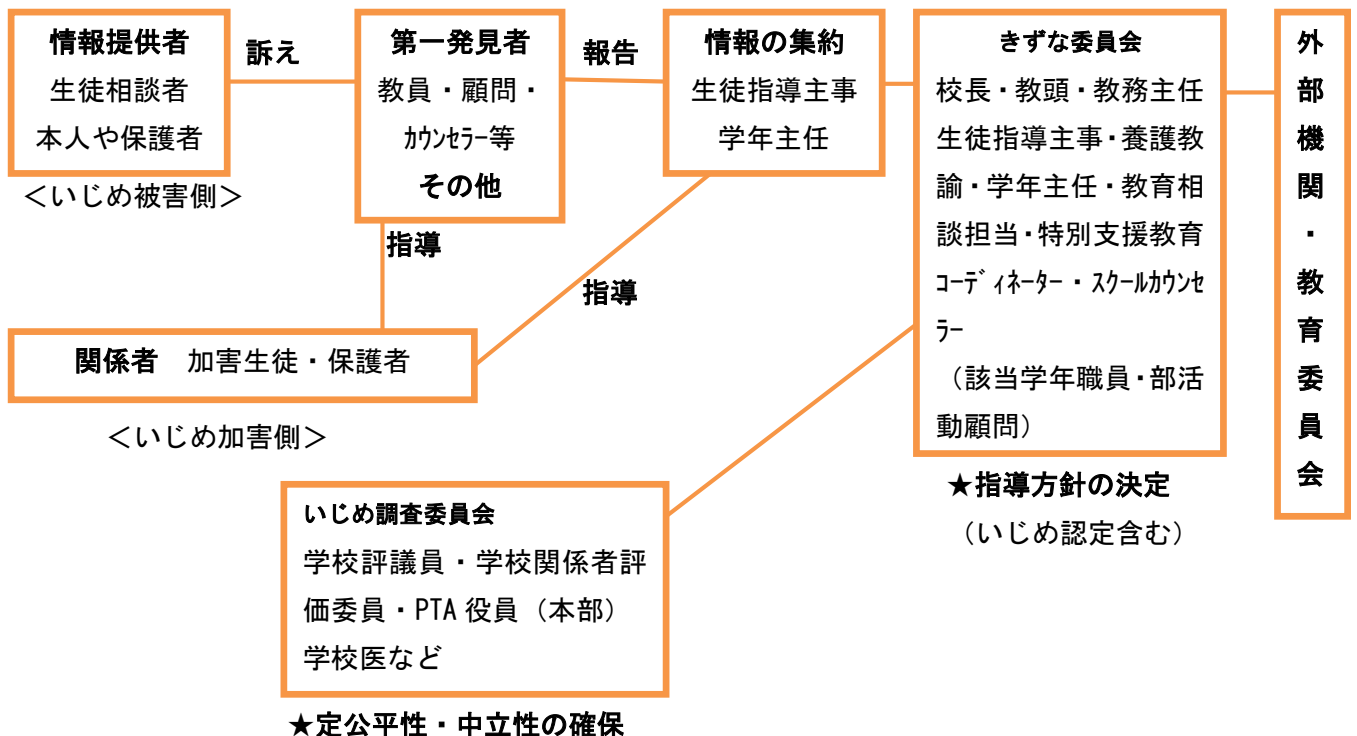
この法律において「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

- (1) いじめは、どの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員、保護者、そして地域で取り組む。
- (2) 授業や諸活動を充実させ、生徒の望ましい人間関係づくりを進める。
- (3) いじめは人権侵害であり、犯罪行為にもつながる許しがたい行為である、という意識を生徒に持たせる指導を徹底する。
 - ①どんな理由があっても絶対に行ってはいけない。
 - ②見て見ぬふりをしてはいけない。
 - ③やめさせたり、通報したりすることは勇気ある正しい行いである。
- (4) いじめの早期発見に努め、教職員及び保護者が一体となった迅速な対応を行う。
- (5) いじめを受けた生徒や情報提供者を守り、いじめを行った生徒や保護者に対して毅然とした対応を行う。

3 組織

- (1) いじめ対策のための組織として、校内に「絆委員会＝いじめ防止等対策委員会」を設置する。また、学校生活アンケート（2ヶ月に1回実施）の結果を受けて、定期的に情報交換を行う。（アンケート後に面談を行う）
- (2) いじめの情報に対しては、下記の系統図をもとに対応にあたる。指導方針の決定は速やかに、きずな委員会＝いじめ防止等対策委員会で行う。（発見者が独自の判断で行動しない。）



4 いじめ防止と早期発見に向けた取組

- (1) 「学校生活」「友達との生活」アンケートの実施
(アンケートは5月・7月・9月・11月(仙台市いじめ調査)・2月に実施。アンケート後に面談実施)
- (2) 毎日の生徒の行動観察(担任とのやりとり帳の活用・休憩時間の巡視)
- (3) 悩み解消のための相談機会と体制の充実
(養護教諭・スクールカウンセラー・ボランティア相談員等へ)
- (4) 道徳教育や特別活動の充実(生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自主的な活動ができる集団づくりを目指す)

5 いじめの早期解決に向けた取組

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を連携して行う。
- (2) 学校全体で組織的に対応し、解決に向けた最善の指導を推進する。
- (3) 被害生徒や保護者に説明責任を果たし、いじめを受けた生徒を学校全体で守っていくという強い姿勢を持つ。
- (4) 加害生徒や保護者に対しては、行為の善悪を確実に理解させ、反省と謝罪を求める。
- (5) いじめの指導後は、被害・加害生徒の関係を注視し、保護者と継続的な連絡を取り合う

6 館中学校のいじめ関連指導の傾向と対策

⇒学区による実態や傾向を職員が意識することで、いじめの早期発見につなげる。

- (1) 1小1中の学区であるため、小学校からの継続しいじめが多い。
→入学後毅然とした指導の重要性。規範意識の確立。(小中連携)
- (2) 部活動内でのいじめや人間関係の不安が多い。
→部活動顧問と学年・学級の指導の連携。
- (3) 精神的に不安定な生徒による訴えが多い。
→家庭や関係機関との連携。継続的なカウンセリング。
- (4) インターネットを介した誹謗中傷の増加。
→関係機関との連携。情報モラル教育の推進や、講演会等の実施。

7 情報の継続的記録について

アンケート結果や事故報告は一過性とならないよう、担任が継続的に記録をとる。また、系統立てて回覧し、情報を共有し、生徒のサインを見逃さないよう、全職員で対処する。

- (1) 校内事故報告用紙の回覧について…発見者→生徒指導主事→関係学年職員(学年主任)→養護教諭→S C
→教務→教頭→校長→生徒指導主事
- (2) いじめアンケートの集計について…担任→主任→生徒指導主事→教務→教頭→校長
 - ・アンケートの入力 → アンケート集計
 - ・アンケートのファイル化の実施